

(株)スーパー〇〇〇〇 消 防 計 画

〇年〇〇月〇〇日作成

1 目的及び適用範囲について

1 目 的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、スーパー〇〇〇〇における防火管理業務についての必要事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

(1) この計画に定めた事項については、管理権原の及ぶ範囲である 次の部分及び者に適用する。

ア 管理権原の及ぶ範囲は_____部分とする。

イ スーパー〇〇〇〇 に勤務し、出入りするすべての者

ウ その他 防火管理業務の一部を受託している者

(2) その他

危険物製造所等については、別に定める予防規程によるものとする

3 防火管理業務の一部委託について〔該当・非該当〕

(1) 委託者からの指揮命令

委託を受けて防火管理業務に従事する者は、この計画に定めるところにより、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施しなければならない。

(2) 委託者への報告

受託者は、受託した防火管理業務について、定期的に防火管理者に報告する。

(3) 防火管理業務の委託状況

別表9「防火管理業務の委託状況表」のとおり。

2 管理権原者及び防火管理者の権限と業務

1 管理権原者

(1) 管理権原者は、スーパー〇〇〇〇の防火管理業務についてすべての責任を持つものとする。

※ ただし、階段、通路等の共有部分等の管理は、協議事項において定められた者が責任を持つものとする。

(2) 管理権原者は管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限をもつ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせなければならない。

(3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。

(4) 避難及び防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(5) 防火対象物定期点検報告制度の法定対象物にあつては、法令で定められた資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告しなければならない。

2 防火管理者

防火管理者は、店長 ○○××とし、この計画の作成及び実行について一切の権限を持って次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）
- (2) 消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請
- (3) 火災予防上の自主検査の実施と監督

次の項目を実施し、不備欠陥がある場合は改修促進を図る。

- ア 建 物 基礎部、外壁、内装、天井、屋外階段
- イ 防火施設 防火戸、防火シャッター等
- ウ 避難施設 階段、避難口
- エ 電気設備 変電室、分電盤、ネオン管灯設備
- オ 危険物施設 少量危険物貯蔵取扱所
- カ 火を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）
給湯設備、ガス設備、ボイラー
- キ 消防用設備等 消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯
非常放送設備

- (4) 防火対象物の法定点検の立会い
- (5) 消防用設備等の法定点検・整備及び立会い
- (6) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (8) 収容人員の適正管理
- (9) 従業員等に対する防災教育の実施
- (10) 防火管理業務従事者（火元責任者等）に対する指導、監督
- (11) 管理権原者への提言及び報告
- (12) 放火防止対策の推進
- (13) その他

3 消防機関との連絡等

1 消防機関への報告・連絡する事項

種 別	届出の時期	届出者等
防火管理者選任（解任） 届出	防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき	管理権原者
消防計画作成（変更） 届出	消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき ア 管理権原者又は防火管理者の変更 イ 自衛消防組織の大幅な変更 ウ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更 エ 防火管理業務の一部委託に関する事項の変更	防火管理者

訓練実施の通報	自衛消防訓練を実施するとき	防火管理者
消防用設備点検結果報告	<u>1</u> 年に1回（総合点検終了後の消防用設備点検結果報告書）	管理権原者
防火対象物定期点検報告※法定対象物に限る	<u>1</u> 年に1回	管理権原者
その他	消防用設備等の設置届	消防用設備等を増設、改設、移設したとき

2 防火管理業務資料等の整備

防火管理者は、消防機関へ報告又は届出した書類及び防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して、整備し保管する。

※ 一括して綴じておくものの例

1 消防計画	9 (1)防火対象物定期点検報告制度に関する特例認定申請書の写し
2 防火管理者選(解)任届	(2) 同特例認定に係る認定・不認定通知
3 消防用設備等点検結果報告書	10 消防訓練の実施状況
4 防火対象物使用開始届出書	11 増築、改築、移転、修繕等の経過
5 消防用設備等設置届出書	12 その他防火上必要な書類
6 消防用設備等検査済証	(1) 避難経路図
7 防火管理業務の一部委託に関する書類	(2) 禁止行為解除承認申請書
8 防火対象物定期点検結果報告書	

4 火災予防上の点検・検査

1 日常の火災予防

(1) 防火管理者及び防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、別表1「日常の火災予防を行う担当者と日常の注意事項」のとおりとする。

(2) 別表1は、各従業員に配布し、さらに休憩室など見やすい場所に掲示する。

(3) その他

防火管理者は定期的に、担当者に対し任務の確認を行う。

2 自主的に行う検査・点検

(1) 火災予防上の自主検査（前² 2(3)の項目）

自主検査は、日常的に行う検査と定期的に行う検査に分けて行う。

ア 日常的に行う検査は、別表2の『自主検査チェック票（日常）「火気関係」』及び別表3（自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害等」）に基づき、各担当区域の火元責任者がチェックする。

(ア)「火気関係」のチェックは 毎日終業時 に行う。

(イ)「閉鎖障害等」のチェックは 1日2回 行う。

イ 定期的に行う検査は、別表4の「自主検査チェック票（定期）」に基づき 各担当区域の防火担当責任者がチェックする。

実施時期は、4月と10月の年2回 とする。

ウ その他

防火管理者は定期的に、自主検査の実施状況を確認するものとする。

消防用設備等に特例が適用されている場合の適用条件の適否についても

防火管理者が確認、検査を実施する。

(1) 消防用設備等の自主点検

消防用設備の法定点検のほかに、自主点検を実施する。

ア 自主点検は、別表5の「消防用設備等自主点検チェック票」に基づき 防火担当責任者がチェックする。

イ 実施時期は、1月と7月の年2回 とする。

3 防火対象物の法定点検及び消防用設備等の法定点検

(1) 防火対象物の法定点検は、㈱〇〇防災に委託して 行う。

(2) 消防用設備等の法定点検は、㈱〇〇防災に委託して 別表6により行う。

(3) 防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の点検実施時に立会わなければならない。

(4) その他

4 報告等

(1) 自主検査、自主点検及び法定点検の実施者は、定期的に防火管理者に報告する。
ただし、不備・欠陥部分がある場合は、速やかに防火管理者に報告する。

(2) 防火管理者は、報告された内容で不備・欠陥部分がある場合は管理権原者に報告し改修しなければならない。

(3) 防火管理者は、不備・欠陥部分の改修及び予算措置に時間のかかるものについては、管理権原者の指示を受け、改修計画を樹立する。

5 その他

共用部分の検査は建物所有者が実施するものとする。

5 守らなければならないこと

1 従業員が守るべき事項

(1) 全従業員は、避難口、廊下、階段などの避難施設と防火戸、防火シャッターなどの防火施設が有効に機能するように次の事項を行わなければならない。

ア 廊下、階段、通路には、物品（イス、自動販売機等）を置かない。

イ 階段等への出入り口に設けられている扉の開閉（常に閉まっている扉及び熱、煙等により自動的に閉まる扉）をさまたげるように物品がおいてある場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置またはその近くに物品が置いてある場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品等を容易に除去できない場合は、直ちに防火管理者に報告する。

オ その他

担当階の避難口等の管理状況について常に確認しておく。

(2) 火気管理等

ア 喫煙管理について、常に注意し、火気使用設備器具の自主検査と合わせて、終業時等に全員が吸殻の点検を行う。

イ 喫煙は、指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。

ウ 終業時等には、必ず灰皿の整理及び火気使用器具等の熱源の遮断等の安全確認をする。

エ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。

オ 火気使用器具は、指定された場所を使用するとともに、器具等の本来の目的以外に使用しない。

カ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近して使用しない。

キ 危険物品は、持ち込まない、持ち込ませない。

ク その他

(3) 防火管理者への連絡、承認事項

次の事項を行う者は、防火管理者へ事前に連絡し、承認を受けなければならない。

ア 指定された場所以外で、臨時的に火気を使用するとき

イ 各種火気使用設備器具を新設、増設するとき

ウ 危険物等を使用するとき

エ その他

カーテン、暗幕、ジュータン等を設置し、又は交換しようとするとき

(4) 放火防止対策

ア 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。

イ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。

ウ 建物内外の整理整頓を行う。

エ トイレ、洗面所の巡視を定期又は不定期に行う。

オ 火元責任者は又は最終帰宅者による火気と施錠の確認を行う。

カ その他

巡回等を定期的に行う

2 防火管理者等が守るべき事項

(1) 収容人員の管理

防火対象物の収容能力を把握し、適正な人員管理を行うよう従業員に徹底する。

(2) 工事中の安全対策の樹立

ア 防火管理者は、工事を行うときは工事中の安全対策を樹立する。
また、工事を行うときは、必要により、「工事中の消防計画」を消防機関に提出する。

イ 工事人等の遵守事項

防火管理者は、工事人に対し、次の事項を周知し遵守させる。

- (ア) 溶接、溶断など火気を使用する場合は、消火器等を準備して消火できる体制を確保すること。
- (イ) 工事を行う者は、防火管理者が指定した場所以外では、喫煙、火気の使用等を行わないこと。
- (ウ) 工事場所ごとに火気の責任者を指定し、工事の状況について、定期的に防火管理者に報告すること。
- (エ) 危険物等を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (オ) 放火を防止するために、資機材等の整理、整頓をすること。
- (カ) その他

防火管理者の指示すること。

(3) 火気の使用制限

防火管理者は、次の事項について指定又は制限することができる。

- ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定
- イ 火気設備器具の使用禁止場所及び使用場所の指定
- ウ 危険物の貯蔵又は取扱い場所の指定
- エ 工事等の火気使用の禁止又は制限
- オ その他必要と認められる事項

(4) その他

- ア 防火戸・防火シャッターの閉鎖範囲や閉鎖位置を床面などに必ず明示する。
- イ 避難経路図を作成し、各出入口付近、階段付近、休憩室等に掲示する。
- ウ その他

火災予防条例に定める基準に従い、管理を徹底すること。

6 自衛消防組織について

1 組織の編成

自衛消防組織の編成★(警戒宣言発令時の組織を含む。)は、別表7のとおりとし、この別表は、休憩室、食堂等従業員の見やすいところに掲示する。

2 自衛消防活動

消火・通報・避難誘導等の担当者は、下記に示す基準により行動する。

(1) 通報・連絡

- ア 火災が発生したときには、各通報連絡担当又は火災を発見した者は、119番通報及び内線電話により事務室(〇〇〇番)へ火災の状況を通報するとともに周囲の者に連絡する。
- イ 放送設備等により、出火場所や消火、避難誘導などを指示する。

ウ ぼやで消えたあとでも、消防機関へ連絡する。

エ 管理権原者、防火管理者が不在のときは、緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

オ その他

(2) 初期消火

ア 初期消火担当は、出火場所に急行し、積極的に初期消火活動を行う。

イ 初期消火担当は、近くにある消火器、屋内消火栓設備を活用し消火する。

(3) 避難誘導

ア 避難誘導担当は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。

イ 携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するよう誘導する。

ウ 避難方向がわかりにくいときは、曲がり角などに誘導員が立って、誘導する。

エ 避難誘導担当は、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、自衛消防隊長に報告する。

オ その他

エレベーターによる避難は、原則として禁止する。

(4) 安全防護

ア 逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッターを閉鎖する。

イ その他

(5) 応急救護

ア 応急救護担当者は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。

イ 応急救護担当は、負傷者の氏名、負傷程度など必要事項を記録する。

ウ その他

屋外駐車場に応急救護所を設置する。

3 自衛消防隊の活動範囲

(1) 自衛消防隊の活動範囲は、当該事業所の管理範囲内とする。

(2) 近接する建物等からの火災の延焼を阻止する必要がある場合は、設置されている消防用設備等を有効に活用できる範囲内とし、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(3) その他

4 その他

7 休日・夜間の防火管理体制

緊急連絡先 〇〇〇〇 - 〇〇 - 〇〇〇〇

1 休日、夜間に在館者がいる場合

(1) 休日、夜間の防火管理体制

休日、夜間の勤務者は、定時に巡回する等火災予防上の安全を確保する。

(2) 休日、夜間における自衛消防活動

休日、夜間における自衛消防活動は、勤務している者など建物内にいる者全員で、次の初動措置を行う。

ア 通報連絡

火災が発生したときは、直ちに消防機関に通報するとともに、他の者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表により関係者に速やかに連絡すること。

イ 初期消火

全員が協力して、消火器、屋内消火栓設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行うこと。

ウ 避難誘導

建物内の全員に 非常放送設備、携帯用拡声器等を使用して火災を知らせ、避難方向を指示すること。

エ 消防隊への情報提供等

消防隊に対し、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。

オ その他

2 休日、夜間において無人となる場合

休日、夜間において無人となる場合に、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は直ちに現場に駆けつけなければならない。

8 地震対策について

1 日常の地震対策

(1) 地震対策を実施する責任者は、〇〇〇〇とする。

(2) 地震時の災害を予防するため、次の事項を実施する。

ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。

イ 窓ガラス・看板・広告塔等の落下、飛散防止措置を行う。

ウ 火気設備器具等からの出火防止措置を行う。

エ 危険物等の流出、漏えい防止措置を行う。

オ その他

(3) 地震時の備蓄品を確保し、有事に備えるとともに、定期に点検整備を実施する。

備蓄品目	備蓄場所
1 飲料水	事務室
2 非常用食料	
3 医薬品	
4 懐中電灯	
5 携帯ラジオ	
6 携帯用拡声器	
7 寝袋等	

(4) 帰宅困難者対策

ア ラジオ等により正しい情報を入手し従業員等に周知する。

イ 従業員や従業員の家族の安否確認方法や連絡手段として、別記5の日本電信電話(株)の災害用伝言ダイヤル等を活用する。

ウ その他

2 地震後の安全措置

(1) 出火防止

ア 火気設備器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源遮断を行い各火元責任者はその状況を確認する。

イ その他

(2) 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。

(3) 地震動終了後、防火担当責任者等は、二次災害の発生を防止するため、建物火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、異常が認められた場合は応急措置を行う。

(4) 各設備器具は、安全を確認した後、使用する。

(5) その他

3 地震時の活動

地震時の活動は、前記「自衛消防活動」によるほか、次の事項について行う。

(1) 情報収集等

通報連絡担当は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオなどにより情報の収集を行う。

イ 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる者全員に知らせる。

ウ その他

(2) 避難誘導

ア 各避難誘導担当は、建物内にいる者等の混乱防止に努め、次のことを行う。

- (ア) 建物内にいる者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から避難命令があるまで、照明器具などの転倒落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (イ) 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
- (ウ) 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の命令により行う。
- (エ) 避難誘導は、先頭と最後尾等に避難誘導担当を配置して行う。
- (オ) 避難には車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (カ) その他

- イ 各安全防護担当は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となる物の除去を行う。
- ウ その他

- (3) その他

4 警戒宣言発令時の対応措置

警戒宣言が発令されたとき、自衛消防隊は別表7に定める任務を行う。

- (1) 警戒宣言発令時における営業方針

原則として、営業は中止し、観客等が混乱しないよう退場できるようにする。

- (2) 警戒宣言発令情報の伝達方法

- ア 情報の伝達は、まず、従業員へは非常放送設備により放送し、伝達する。

- イ 建物内にいる者全員に情報の伝達をする時期は、各階の避難誘導担当の配置完了後とし
_____伝達する。

- ウ その他

- (3) 地震による被害の防止措置

- ア 地震により、火災発生のおそれのある火気使用設備器具は、原則として使用中止し、やむを得ず使用する場合は、最小限とする。

- イ 被害防止措置の内容

- (ア) 窓ガラスの破損、散乱防止措置

- (イ) 照明器具、ロッカー、書棚、OA機器、物品などの転倒、落下防止措置

- (ウ) その他

9 防災教育について

1 防災教育の実施時期等

防災教育の実施時期、実施者、実施対象者、実施回数は次表のとおりとする。

対象者	実施時期	実施回数	実施者	防火管理者	防火担当責任者	火元責任者		
新入社員	採用時	採用時 1 回		○				
正社員	○月、○月	年 2 回		○				
	朝礼時	必要の都度			○	○		
派遣社員	採用時等	採用時 1 回その 他必要の都度						
	朝礼時	必要の都度			○	○		
アルバイト・パート	採用時等	採用時 1 回その 他必要の都度		○				
	就業時	必要の都度			○	○		
備考	○印は対象者に対する実施者を示す。							

2 防災教育の内容及び実施方法

(1) 防災教育の内容は、実施者の任務分担を定め、概ね次の事項について教育する。

ア 消防計画について

(ア) 従業員等が守るべき事項について

(イ) 火災発生時の対応について

(ウ) 地震時の対応について

イ その他火災予防上必要な事項

(2) 防災教育の実施方法

ア 新入者等採用時の研修期間中に実施する。

イ 毎日の朝礼時又は就業時に合わせて実施する。

ウ その他

3 防火管理者再講習

(1) 防火管理者は、選任された日の 4 年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから 1 年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了してから 5 年以内に甲種防火管理再講習を受講する。

(2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講ずる。

4 その他

管理権原者は、防火管理者及び防災センター要員に対して必要な再講習を受けさせなければならない。

1 O 訓練について

1 訓練の実施時期等

(1) 訓練の種別及び実施時期等

訓練種別	実施時期	備 考
消火訓練	○月 ○月 ○月 ○月	年1回以上は、実際に消火器及び屋内消火栓等から放射、放水訓練を行う。
通報訓練	○月 ○月	
避難訓練	○月 ○月	
その他訓練	○月 ○月	
総合訓練	○月 ○月	

(2) 前項の訓練の実施時期に合わせ、警戒宣言が発せられた場合を想定した部分訓練を年2回以上、総合訓練を年1回以上実施するものとする。

(3) 防火管理者は、訓練指導者を想定して、訓練の実施にあたらせる。

(4) 訓練の参加者

ア 自衛消防隊員

イ 正社員、パート、アルバイトの中から、できるだけ多くの者

(5) 防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときにあらかじめ「自衛消防訓練通知書」等により消防機関へ通報するものとする。

2 訓練の実施結果

防火管理者は、別表8により自衛消防訓練の実施結果を記録して、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させなければならない。

別表1

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

防火管理者				担当者の任務	
役職・氏名				防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> 当該施設の防火管理業務の統括責任者。 消火担当責任者と火元責任者に対し指導監督を行う。
防火担当責任者		火元責任者			
担当区域	氏名	担当区域	氏名	防火担当責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の火災予防について責任を持つとともに、火元責任者に対し指導監督を行う。 防火管理者の補佐を行う。
1階	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
2階	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇		
3階	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	従業員等の注意事項	
				営業中	<ol style="list-style-type: none"> 消火器、屋内消火栓が設置してある場所や階段、通路、出入口などの周囲には、物品をおかないこと。 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して、燃えるものを接して置かないこと。 電熱器等の火気設備器具は、指定された場所以外では、使用しないこと。 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末をすること。 従業員等の喫煙は、指定された場所で行うこと。 死角とする廊下、階段室、トイレに燃えるものを置かないこと。 シンナーや塗料など火災予防上危険な物品を持ち込ませないこと。 危険物品を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 指定場所以外で臨時に火気を使用するときは、防火管理者の承認を得ること。 その他
				終了後	<ol style="list-style-type: none"> 吸殻入れ、通路のゴミ入れを確認する他、吸殻は不燃製蓋付水入り容器に入れるなどして処分すること。 建物内外の整理整頓を行い、ゴミやダンボール箱など燃えやすいものは決められた時間以外は、外に出さないこと。 電気、ガスなど火気設備器具のスイッチを切り、各室の安全を確かめた後に施錠すること。 その他

別表2

自主検査チェック票（日常）「火気関係」

___月

実施責任者		火元責任者〇〇〇〇			担当区域	×階△〇部		
日	曜日	実 施 項 目						
		ガス器具 のホースの老 化・損傷	電気器具 の配線老 化・損傷	火気設備 器具の異 常の有無	吸殻の処 理	施錠確認	終業時の 火気の確 認	その他
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に
報告します。

防 火 管 理 者
確 認

（凡例）○・・・良 ×・・・不備 ⊗・・・即時改修

別表3

自主検査チェック票（日常）「閉鎖障害」

1日〇回

実施責任者		〇〇〇〇		担当範囲		〇〇階〇〇部			
実施日		時							
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	○側出入口							
		○側出入口							
	廊下 避難通路	○側廊下							
		〇〇通路							
	階段	○階段							
		○階段							
閉鎖障害	防火戸	○側防火戸							
	防火シャッター	○側防火戸							
		防火シャッター							
操作障害等	屋内	〇〇部							
	消火栓	〇〇前							
	自火報	〇〇部							
備考									

実施責任者				担当範囲					
実施日		時							
実施項目		確認箇所		チェック状況		チェック状況		チェック状況	
避難障害	避難口	○側出入口							
		○側出入口							
	廊下 避難通路	○側廊下							
		〇〇通路							
	階段	○階段							
		○階段							
閉鎖障害	防火戸	○側防火戸							
	防火シャッター	○側防火戸							
		防火シャッター							
操作障害等	屋内	〇〇部							
	消火栓	〇〇前							
	自火報	〇〇部							
備考									

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

（凡例）○…良 ×…不備 ⊗…即時改修

防火管理者
確認

別表4

自主検査チェック票（定期）

実施項目及び確認箇所		検査結果
建築構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル・塗壁等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じてないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食してないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
	(8) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部	
	① 外壁の耐火構造に破損はないか。	
	② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いてないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	防火区画	
	① 防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。	
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
	③ 自動開閉装置(トアチェック等)付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。	
	(2) [確認事項] ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	
⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じてないか。		
⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。		
避難施設	(1) 廊下・通路	
	① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置してないか。	
	(2) 階段	
	① 手すりの取付部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
③ 階段室に設備。機器等の障害物を設置してないか。		
④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。		

避難施設	(3)	避難階の避難口（出入口）			
		① 扉の開放方向は避難上支障ないか。			
		② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。			
		③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。			
火気設備器具	(1)	厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等			
		① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。			
		② ガス配管等は亀裂、老化、損傷していないか。			
		③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。			
		④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ正常に作動するか。			
	(2)	暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）			
		① 自動消火装置は、適正に機能するか。			
		② 火気周囲は、整理整頓されているか。			
		電気設備	(1)	変電設備	
				① 電気主任技術者等に資格を有する者が検査を行っているか。	
② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。					
(2)	電気器具				
	① タコ足の接続を行っていないか。				
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所			
		① 標識は掲げられているか。			
		② 掲示板（類別・数量等）には正しく記入されているか。			
		③ 換気設備は適正に機能しているか。			
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。			
		⑤ 整理清掃状況は適正か。			
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。			
	⑦ 屋内タク、地下タクの場合に、通気管のメッシュに亀裂等はないか。				
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所			
		① 標識は掲げられているか。			
		② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。			
			③ 整理整頓(集積)の状況はよいか。		
	検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
構造関係〇〇〇〇	年 月 日	火気設備〇〇〇〇	年 月 日		
防火関係〇〇〇〇	年 月 日	電気設備〇〇〇〇	年 月 日		
避難関係〇〇〇〇	年 月 日	危険物施設〇〇〇〇	年 月 日		
	年 月 日		年 月 日		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備 ⊗…即時改修

別表5

消防用設備等自主点検チェック票

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所においてあるか。	
	(2) 消火剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備 (移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓の扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース・ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例：物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例：物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備 (固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドのつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置またはその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火装置」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。	
	(4) 感知器の破損、脱落等はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ほこり、錆び等固着していないか。	

非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 ----- (2) 操作上障害となる物がないか。 ----- (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
非常放送設備 (年 月 日実施)	(1) 源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 ----- (2) 試験的に放送設備により、放送できるかどうか確認する。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 ----- (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の場所の所在がわかりにくくなっていないか。 ----- (3) 部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 ----- (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されていないか。 ----- (5) 標識に変形、脱落、汚損等がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 ----- (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて視認障害となっていないか。 ----- (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 ----- (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 ----- (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 ----- (3) 地下式の防火水槽、池等は水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないかまた、送水活動に障害となるものがないか。 ----- (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 ----- (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 ----- (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また、送水活動に障害となるものがないか。 ----- (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 ----- (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 ----- (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 ----- (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。 ----- (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 ----- (3) 表示灯は点灯しているか。	
備考		
検査実施者氏名		防火管理者確認

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表6

消防用設備等点検計画表

点検実施月日及び 点検の区分 消防用設備等の種類	点検実施月日	
	機器点検	総合点検
消火器	○月 ×月	
屋内消火栓設備	○月 ×月	×月
自動火災報知設備	○月 ×月	×月
非常放送設備	○月 ×月	×月
誘導灯	○月 ×月	
自家発電設備	○月 ×月	×月

* 消防用設備等の点検を点検業者と契約している場合

点検設備業者	(株)○×防災設備
住所	<u>○○○○ - ○○○○</u>
電話番号	<u>○○○○ - ○○○○</u>

別表 7

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長	○○○○	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)	
自衛消防副隊長	○○○○	(隊長を補佐し、隊長不在時は、その任務を代行する。)	
地区隊長	(担当区域の初動措置の指揮体制を図るとともに自衛消防隊長(本部)への報告連絡を行う。)		
自 衛 消 防 隊 の 編 成 (平 常 時)			
	自衛消防隊長 ()	通報連絡班 班長 () - 班員 () () 消火班 班長 () - 班員 () () 避難誘導班 班長 () - 班員 () ()	
平 常 時 の 任 務		警 戒 宣 言 発 令 時 の 組 織 編 成	警 戒 宣 言 発 令 時 の 任 務
通報連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> 消防機関への通報及び通報の確認 館内への非常放送並びに指示命令の伝達 関係者への連絡 	<ul style="list-style-type: none"> 通報連絡担当は、情報収集担当として編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火担当	<ul style="list-style-type: none"> 出火場所への急行 消火器等による初期消火 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火担当は、点検担当として編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域の転倒、落下防止措置を講ずる。
避難誘導担当	<ul style="list-style-type: none"> 出火時における避難者の誘導 負傷者及び逃げ遅れ者の確認 非常口の開放並びに開放の確認と物品除去 	<ul style="list-style-type: none"> 避難誘導担当は、平時と同様の編成とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護担当	<ul style="list-style-type: none"> 水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 	<ul style="list-style-type: none"> 安全防護担当は、点検担当として編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の消火担当の任務に同じ。
応急救護担当	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護所の設置・負傷者に対する応急措置 救急隊との連携、情報の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 応急救護担当は、応急措置担当として編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の補強、整備を行う。

別表 8

自衛消防訓練実施結果表

実施日時	年 月 日 時 分～ 時 分		
実施根拠	消防計画の定期・臨時・応援協定	実施計画書	有・無
実施場所		参加人員	名
実施範囲	建物： 全体 ・ 部分 (棟 階)		
	参加事業所 ・ 参加部門		
実施区分	実動・体験・確認・図上研究		
実施内容	1	総合・消火・消火実放水・通報・避難・検証	
	2	安全防護・応急救護・地震	
	3	隊任務・編成・基礎行動・規律	
	4	消防競技会参加訓練・出初式参加訓練・消防演習参加訓練	
訓練対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員 (全員 ・ 一部) ・ パート、アルバイト ・ 自衛消防隊員 (全員 ・ 一部 ・ 特定の者) ・ 自衛消防隊 本部・地区隊 (全員 ・ 一部) ・ 防災センター勤務者 		
訓練想定	火災 ・ 地震 ・ その他 () 発災の階 場所		
訓練指導者	職 氏名		
結果への意見	全体評価		
	推奨事項		
	反省点		

記入者	職 氏名
-----	------